

第3章 計画の概要

1 基本理念

- (1) 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- (2) 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- (4) 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- (5) 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(北海道男女平等参画推進条例第3条)

2 本計画において強調する視点

(1) 意識変革の推進

男女平等参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題であるとともに、あらゆる立場の人の理解を促すための教育や広報・啓発活動などは、全ての取組の根幹であることから、人々の意識の変革、理解の促進に一層努めていきます。

(2) 様々な分野における女性の活躍の促進

「女性活躍推進法」が成立したことを踏まえ、女性が仕事と家庭生活を両立し個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが求められていることから、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、女性の継続就業や再就職、起業、多様な働き方の支援等に努めます。

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

男女の人権が尊重される社会を実現するためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護及び自立を支援することが必要であることから、関係機関と連携しながら、暴力の防止や相談窓口の啓発及び相談から保護、自立まで切れ目のない被害者支援を行います。

3 基本目標

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

「基本法」が制定されて18年が経過しましたが、平成27年度(2015年度)道民意識調査において、社会全体での男女の平等意識に関し「男性が優遇されている」と回答した割合が5割を超えている状況にあります。

また、男女平等参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っていることから、こうした状況を解消し、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会づくりが重要であるという考え方の理解を促進し、意識の変革を図ります。

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

すべての人がその個性と能力を十分発揮し、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる男女平等参画社会の実現のためには、一人ひとりが自らの意志に基づき、自信と誇りを持って職場、家庭、地域などあらゆる分野に参画し活躍できることが重要です。

女性は人口の半分を占め、政治、経済、社会など多くの分野で活動を担っていることや、「女性活躍推進法」が成立したことを受け、男女が各々の能力を十分発揮し仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性の活躍を推進します。

また、本道の基幹産業である農林水産業においては、依然として固定的な性別役割分担意識が強いことなどから、農林水産業や商工業等の自営業における女性の経営参画や、女性の力を地域づくりに繋げるため、農山漁村等における女性の活躍支援を図ります。

目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

DVや性犯罪などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を著しく妨げるものです。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図るとともに、男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことが、男女平等参画社会を実現するために重要なことであり、特に女性は、妊娠、出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなどから総合的な支援を図ります。また、ひとり親家庭や非正規雇用労働者などは生活上困難に陥りやすいことから、これらの人々が安心して暮らせる取組の促進を図ります。

4 計画推進の指標項目及び参考項目

(1) 指標項目

(目標値を設定し、計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目)

目 標	基本 方向	施策 の 方向	項 目 NO	現 状		目 標		関 連 計 画	備 考	
				現況値	年度 H:年度 h:暦年	目標値	年度 R:年度 r:暦年			
I	1	(1)	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	46.1%	H27	70.0%	R9	北海道の人口減少などに関する意識調査	
			2	(3) 2 生涯学習の成果を活用している住民の割合	58.6%	H28	80.0%	R7	北海道総合計画 「生涯学習に関する住民の意識調査」	
II	2	(1)	3	道の審議会等における女性委員の登用率	37.4%	H29.4.1	40.0%	R9		
			4	道（知事部局等）の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合	6.3%	H29.4.1	10.0%	R6	特定事業主行動計画（女性活躍推進法）	
		(2)	5	道（知事部局等）の男性職員の育児休業取得率	2.7%	H28	20.0%	R6	第三期北海道特定事業主行動計画	
		(2)	6	育児休業取得率 (男性) (女性)	2.5% 82.5%	H28 H28	13.0% 90.0%	R7 R7	北海道総合計画 厚生労働省「雇用均等基本調査」 経済部「就業環境実態調査」	
		7	年間総労働時間 (フルタイム労働者)	2,023 時間	h28	1,922 時間	r7	同上	厚生労働省「毎月勤労統計調査」	
		(4)	8	女性（25～34歳）の就業率	70.3%	h28	全国平均値以上	r7	同上	総務省「労働力調査」
		(8)	9	ファミリー・サポート・センターの設置市町村	59 市町村	H28	71 市町村	R6	第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画	
		10	地域子育て支援拠点事業の実施数	385 箇所	H28	424 箇所	R6	同上		
		11	放課後児童クラブ設置数	1,022 箇所	H28	1,065 箇所	R6	同上		
		12	保育所待機児童数	65 人	H28	0 人 ※	H29 ※	北海道総合計画	※平成29年度に目標を達成し、以降それを維持することをめざす	
		13	延長保育実施数	764 箇所	H28	1,042 箇所	R6	第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画		

目 標	基本 方向	施策 の 方向	項 目 NO	現 状		目 標		関 連 計 画	備 考	
				現況値	年度 H:年度 h:暦年	目標値	年度 R:年度 r:暦年			
II	2	(8)	14	夜間保育の実施数	7 箇所	H28	12 箇所	R6	第四期北 の大地☆ 子ども未 来づくり 北海道計 画	
			15	休日保育の実施数	29 箇所	H28	50 箇所	R6	同 上	
			16	子育て短期支援実施市町村	39 市町村	H28	44 市町村	R6	同 上	
II	3	(1)	17	農業士の女性認定数	53 人	H29. 3.31	100 人	R9	北海道農業農村 パートナーシ ップ推進連絡 会議の取組	
			18	主業農家に対する家族経営協定の 締結割合	23.3%	H28. 3.31	33.0%	R9	同 上	
III	1	(1)	19	配偶者等からの暴力（DV）の周知 度	75.9%	H28.9	90.0%	R9		男女共同参 画社会に関 する世論調 査（内閣府）
			2	(1)	20	ひとり親家庭の親の就業率 （母子家庭）	76.5%	H24	80.0%	R6
	21	ひとり親家庭の親の就業率 （父子家庭）	89.8%		H24	88.1%	R6	同 上		
	3	(1)	22	健康寿命（日常生活に 制限のない期間）	(男性) 71.11 歳 (25 位) (女性) 74.39 歳 (26 位)	h25	増加	r5	北海道健 康増進計 画	厚生労働科 学研究「健 康寿命にお ける将来予 測と生活習 慣病対策の 費用対効果 に関する研 究」
			23	本道の成人の週 1 回以上のスポー ツ実施率	58.9%	H28	65.0%	R7	同 上	環境生活部 調「スポー ツに関する 実態調査」
			24	子宮頸がん検診、 乳がん検診受診 率	(子宮頸がん) 33.3% (乳がん) 31.2%	H28 H28	50.0%以上 50.0%以上	R5 R5	第 3 期北 海道がん 対策推 進計 画	国民生活基 礎調査
			25	小児二次救急医療体制が確保され ている第二次医療圏数（医療圏）	20 圏数	H28	21 圏数	R5	北海道医 療計 画	

(2) 参考項目

(目標値を設定するものではないが、男女平等参画推進の状況把握のため参考とする項目)

目標	基本方向	施策の方向	項 目 NO	現 状		備 考		
				現況値	年度			
I	1	(1)	1	社会全体のあらゆる分野で男女の地位が平等と感じる人の割合	16.3%	H27		
			2	市町村における男女平等関連事業・イベント開催数	58回	H28.4.1		
			3	男女平等参画グループのホームページアクセス数	86,947件	H27		
	2	(2)	4	家事等に携わる男女別総平均時間 (1日、週全体平均)	(男性) 19分 (女性) 144分	H28	※5年毎調査	
			5	公立中学校における職場体験の実施状況	99.2%	H28		
			6	大学のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント対策要員の配置数	49/49校 (470人)	H29.4.1		
			7	4年制大学への男女別進学率	(男性) 42.1% (女性) 33.2%	H28		
			8	大卒者の大学院等への男女別進学率	(男性) 16.3% (女性) 7.7%	H28		
	(3)	9	大学院の社会人入学者に占める女性の割合	44.6%	H28			
	II	2	(1)	10	道議会議員に占める女性の割合	12.9%	H28.12.31	
11				市町村議会議員に占める女性の割合	11.7%	H28.12.31		
12				道議会議員立候補者(統一地方選)に占める女性の割合	15.7%	H27		
13				市町村の審議会等委員に占める女性の割合	22.4%	H29.4.1		
14				医師における女性の割合	14.2%	H26		
15				企業、各種機関・団体等の管理的業務における女性の割合	15.8%	H28		
16				女性公務員の管理職への登用率	(道) 5.2% (市町村) 11.7%	H29.4.1 H28		
17				公立学校の校長、副校長及び教頭に占める女性の割合	7.8%	H29		
18				道及び市町村の教育委員会のうち、女性の教 育委員を1人以上含む教育委員会の割合	(道教委) 94.4% (市町村教委) 91.1%	H28 H27		
19				北海道職員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	31.1%	H28	H28.4.1 ～H29.3.31の 採用期間	
(2)				20	育児休業制度普及率	53.5%	H28	
				21	介護休業制度普及率	46.6%	H28	
				22	育児休業制度利用者の男女別割合	(男性) 15.4% (女性) 84.6%	H28	
				23	介護休業制度利用者の男女別割合	(男性) 25.0% (女性) 75.0%	H28	
				24	年次有給休暇取得率	50.3%	H28	
				25	ストレスチェックを実施した事業所の割合	10.7%	H28	
(3)				26	男女の平均賃金の格差	(男性) 324.5千円 (女性) 234.5千円	H28	
				27	新卒(就職希望)者の男女別就職(内定)割合	(男性) 95.6% (女性) 96.2%	H28	
				28	世代別女性の労働力人口比率(年平均)	(25～29歳) 79.2% (30～34歳) 70.9%	H28	
		29	平均勤続年数の男女別の割合	(男性) 12.8年 (女性) 8.7年	H28			

目標	基本方向	施策の方向	項目 NO	現 状		備 考		
				現況値	年度			
II	2	(3)	30	セクシュアル・ハラスメント対策を実施した事業所の割合	30.9%	H28		
			31	男女別の完全失業率（年平均）	(男性) 3.5%	H28		
				(女性) 3.8%				
			32	公共職業訓練受講者の就業率	(施設内) 86.0%	H27		
	(施設外) 74.2%							
	33	地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	470人	H28				
	(4)	34	20歳から34歳までの就業率	74.4%	H28			
	3	(1)	35	農業女性グループ等起業件数	299件	H27.3.31		
			36	女性認定農業者数（夫婦共同申請を含む）	883人	H28.3.31		
			37	女性役員が登用されていない総合農協数	101組織	H28.3.31		
			38	女性委員等が登用されていない農業委員会数	105組織	H28.10		
	4	(1)	39	町内会長に占める女性の割合	2.8%	H29.4.1		
			40	P T A会長に占める女性の割合	5.9%	H27		
			41	ボランティア活動時間の男女別総平均時間 （1日、週全体平均）	(男性) 3分	H28		
					(女性) 3分			
		42	女性センター（複合施設の一部機能含む）等の設置数	11施設	H28			
	(2)	43	全道の女性消防団員	1,949人	H29.4.1			
	III	1	(1)	44	配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターへの相談件数（うち、配偶者・パートナーからの暴力）	16,426件 (9,756件)	H27	
				45	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護施設数	12施設	H28	
46				配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	28.7%	H23		
47				市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	4カ所	H28		
2		(1)	48	高等技能訓練促進費等事業（各市町村の事業実施率）	97.2%	H28		
			49	自立支援教育訓練給付金事業（各市町村の事業実施率）	97.2%	H28		
		(2)	50	シルバー人材センター登録者に占める女性の割合	28.7%	H28		
			51	市町村老人クラブ連合会の女性会長数	2人	H29		
			52	60歳から64歳までの就業率	61.5%	H28		
53		障がい者の実雇用率（民間企業）	2.06%	H28				
3		(1)	54	特定健康診査の男女別受診率	(男性) 25.0%	H27		
					(女性) 28.8%			
			55	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.5%	H28		
		56	人工妊娠中絶の件数及び率 （女子人口千対）	8,483件 (8.1人)	H27			
		(2)	57	周産期死亡率	3.3%	H28		
	58		妊娠11週以下での妊娠の届出率	92.0%	H28			
59	出生1万人当たりNICU（新生児集中治療管理室）病床数	135床	H27					
総合的な推進		60	男女平等参画苦情処理委員への苦情申出受理件数	0件	H28			
		61	男女平等参画推進条例に基づく知事への申出件数	681件	H28			
		62	条例又は基本計画を策定している市町村数	(条例) 19市町村 (計画) 54市町村	H29.4.1			